

児童手当制度が 子ども手当制度に移行しました

平成22年4月1日より児童手当制度が子ども手当制度に移行しました。次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額一万三千円を支給しますので、市役所児童福祉課へ子ども手当の申請をしてください。また、3月分まで児童手当を受給されている方の申請は不要で、4月分から増額して支給します。

申請が必要な方

- 中学2年生・3年生の児童がいる。
- 児童手当を受けているが兄姉に中学2年生・3年生の児童がいる。
- 今まで所得制限越えて児童手当を受けていない。
- 児童手当を止められている。

ご注意

- 所得制限はなくなりましたので所得の証明書は不要です。
- 申請者名義の口座番号と印鑑（朱肉使用）、健康保険証の写しが必要です。
- 申請書提出期限は平成22年9月30日まで。（期限を過ぎると申請月の翌月からの支給になります。）
- 公務員の方は職場に申請してください。

【お問い合わせ先】

- 市役所1階⑩番窓口
児童福祉課 ☎32・2114



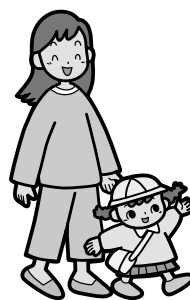
小松島市次世代育成支援後期行動計画が 施行されました

本市における今後5年間（平成22年度から平成26年度まで）の総合的な子育て支援・次世代育成支援対策推進のための「小松島市次世代育成支援後期行動計画」が本年4月1日から施行されました。市では「子育てしやすいまちづくりの実現」を基本理念に据えた本計画に基づき、今後、次世代育成支援対策の推進に取り組みます。

お問い合わせは、市児童福祉課

（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。

※後期行動計画については、市ホームページにて掲載しております。



親子利用者を募集 公立保育所子育て支援事業

楽しく子育て「みんなのひろば」

「みんなのひろば」とは、子育てをしている家庭を対象に、公立保育所を開放し、親子で遊んだりふれあったりして楽しく子育てができるお手伝いをさせていただく場です。

【対象者】市内在住で保育所や幼稚園に通っていない0歳から就学前までの子ども

【実施保育所および実施日時】

横須保育所Ⅱ毎月第1・3水曜日（午前9時30分から11時まで）5月6日（木）から

坂野保育所Ⅱ毎月第2・4水曜日（午前9時30分から11時まで）5月12日（水）から

※平成22年度は、5月から平成23年2月までで、8月と12月はありません。

※実施日につきましては、随時広報にてお知らせいたします。雨天時も実施します。

【申込方法】「みんなのひろば」は登録制です。受付は横須保育所で行います。

お申し込み、お問い合わせは、市児童福祉課保育所係（市役所1階 ☎32・3818）または、横須保育所（横須町11番7号 ☎32・2745）まで。

